

公 告

公募型プロポーザル方式により、公立鳥取環境大学食堂の営業を受託する事業者（以下「食堂事業者」という。）を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年9月29日

公立大学法人公立鳥取環境大学
理事長 小林 朋道

1 公募内容

（1）件名

公立鳥取環境大学食堂業務

（2）概要

公立鳥取環境大学の食堂において、学生、教職員等を対象とする食堂の営業を受託する事業者を公募し、プロポーザル方式により選定する。

（3）契約の期間

令和9年3月1日から令和12年2月28日までとする。なお、営業開始は令和9年4月5日（月）からとする。ただし、委託期間満了の日の6か月前までに、発注者または受託者のいずれからでも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間契約を更新できるとし、その後も同様とする。

（4）業務の場所

鳥取市若葉台北一丁目1番1号
公立鳥取環境大学学生センター1階

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- （1）公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。
- （2）令和8年9月29日（火）から同年11月26日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県、鳥取市、国及びその他の地方公共団体から競争入札に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- （3）令和8年9月29日（火）から同年11月26日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （4）令和8年9月29日（火）から同年11月26日（木）までの間のいずれの日においても、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けていない者であること。
- （5）事業者またはその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員またはそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある者でないこと。

3 手続等

この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、「公立鳥取環境大学食堂業務公募要項」により、企画提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

(1) 問合せ先

〒689-1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号
公立大学法人公立鳥取環境大学事務局総務課施設担当
電話 0857-38-6701
電子メール chotatsu@kankyo-u.ac.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) に同じ。

(3) 「公立鳥取環境大学食堂業務公募要項」の交付方法

令和8年9月29日(火)から同年11月19日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.kankyo-u.ac.jp>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年9月29日(火)から同年11月19日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(4) 企画提案書の提出部数

正本1部及び副本6部とする。

なお、副本は複写したものでも差し支えない。

(5) 企画提案書の提出期間及び時間

ア 提出方法

持参または郵送(書留郵便とし、親展と明記すること。)または民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)(以下「郵送等」という。)によること。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出期限

令和8年11月11日(水)から令和8年11月19日(木)午後5時まで(郵送等必着)

ただし、持参の場合は上記期間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(6) 現地確認

令和8年10月7日(水)午後3時から行う。現地確認を希望する者は、令和8年10月6日(火)までに、(1)の電子メールアドレス宛てに申込みをすること。なお、現地確認の参加は1団体2

名以内とする。

(7) 質問の受付

ア 質問がある場合は、令和8年10月14日（水）午後5時まで受け付けるので、(1)の電子メールアドレス宛てに質問書を提出すること。

イ 質問への回答は、令和8年10月21日（水）午後5時までにインターネットのホームページ（<http://www.kankyo-u.ac.jp>）において公表する。

4 審査及び選定方法

(1) 審査方法

応募者から提出された企画提案書及びヒアリングの内容について、公立鳥取環境大学食堂事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）が公立鳥取環境大学食堂業務公募要項に示す評価基準に基づき審査する。

(2) 選定方法

審査の結果、最も高い評価を得た者を最優秀提案者として選定する。

なお、同点となり最優秀提案候補者が2名以上存在する場合は、選定委員会の合議によって最優秀提案者を決定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 契約の締結

「4（2）選定方法」により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、業務委託契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含むものとする。協議が不調となった場合は、「4（2）選定方法」により順位付けされた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

6 その他

(1) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案書は、無効とする。

- ・参加資格を有しない者が提出したもの
- ・虚偽の記載があるもの
- ・提出期限を過ぎて提出されたもの
- ・必要な書類が提出されていないもの
- ・その他公立鳥取環境大学食堂業務公募要項に定める条件に違反したもの

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

法人は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、「公立鳥取環境大学食堂業務公募要項」及び「公立鳥取環境大学食堂業務仕様書」による。